

共通仕様書

土木工事編 I

(土木工事共通仕様書)

平成29年10月1日

平成30年4月1日一部改正

その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により「再生資源利用計画書」を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め、電子データとともに監督員に提出しなければならない。

5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック・紙くず・アスベスト（飛散性）を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、電子データとともに監督員に提出しなければならない。
6. 受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成した場合には、工事完了後速やかに、実施状況を把握し、「再生資源利用実施書」および「再生資源利用促進実施書」を電子データとともに監督員に提出しなければならない。
7. 本工事に伴って生じる産業廃棄物のうち、「最終処分場（中間処理施設 減量化施設 経由を含む）」へ搬入する産業廃棄物については、福島県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
8. 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付したときは、「産業廃棄物管理票交付等状況報告制度」に基づき、所定の様式に必要な事項を記入し、毎年6月30日までに前年度の実績を各振興局等に報告しなければならない。ただし、電子マニフェストにより交付したものについては報告の必要はない。（詳細は、共通仕様書土木工事編（参考資料）による。）

1 - 1 - 23 監督員による確認及び立会等

1. 受注者は設計図書に従って、工事の施工に伴う監督員の確認及び立会等にあたっては、あらかじめ確認書（確認・立会願）を監督員に提出しなければならない。
2. 監督員は、工事が契約図書のとおりおこなわれているかどうかを確認及び把握するため、必要に応じ、工事現場の立会、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、監督員による確認、及び把握に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他の資料を整備するものとする。
4. 監督員による確認及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

表3 - 1 示方配合表

粗骨材 の最大 寸法 (mm)	スランブ (cm)	水セメン ト比 W/C (%)	空気量 (%)	細骨材 率 (%)	単 位 量 (kg / m ³)					
					水 W	セメント C	混和材 F	細骨材 S	粗骨剤 G	混和剤 A

3. 受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。
4. 受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mmふるいに留まる細骨材の量、5mmふるいを通る粗骨材の量、および混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。
5. 受注者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督員の確認を得なければならない。
6. 受注者は、セメント混和材料を、使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督員の確認を得なければならない。

第4節 コンクリートミキサー船

3 - 4 - 1 一般事項

本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」を準用するものとする。

3 - 4 - 2 コンクリートミキサー船の選定

受注者は、施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を選定し、監督員の承諾を得なければならない。

第5節 現場練りコンクリート

3 - 5 - 1 一般事項

本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものと